

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 【 省 略 】</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1～26【省略】</p> <p>27「連絡」とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、契約約款第18条に該当しない伝達すべき事項について、口頭、電子メール等により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>28「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 [削除]</p> <p>29～35【省略】</p> <p>1-1-3～1-1-13 【 省 略 】</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1～5【省略】</p> <p>6 1の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む。）及び1の受注者の専門技術者（専任している場合に限る。）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名の入った名札等を着用させなければならない。 また、監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定するものをいう。</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1～1-1-13 【 省 略 】</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1～26【省略】</p> <p>27「連絡」とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、<u>ファクシミリ、Eメール</u>などにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>28「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 <u>なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとする。</u></p> <p>29～35【省略】</p> <p>1-1-3～1-1-13 【 省 略 】</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1～5【省略】</p> <p><u>6【新設】</u></p>	<p>字句修正</p> <p>字句削除</p> <p>監理技術者等の名札について追記</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; color: red;">監理（主任）技術者（監理技術者補佐） 氏名 ○○ ○○</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; width: 15%;"> <p style="color: red;">写真 2.4cm×3.0cm 運転免許証サイズ</p> </div> <div style="width: 70%;"> <p style="color: red;">工事名 ○○改良工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日</p> <p style="color: red;">会 社 ◇◇建設株式会社</p> </div> </div> </div> <p style="color: red;">[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 図 1-1-14 名札の標準図</p> <p>1-1-15～1-1-21 【 省 略 】</p> <p>1-1-22 建設副産物</p> <p>1～4 【省略】</p> <p>5 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>6 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>7～8 【省略】</p> <p>1-1-23～1-1-27 【 省 略 】</p> <p>1-1-28 施工管理</p> <p>1～3 【省略】</p> <p>4 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、</p>	<p>1-1-15～1-1-21 【 省 略 】</p> <p>1-1-22 建設副産物</p> <p>1～4 【省略】</p> <p>5 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 【新設】</p> <p>6 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出しなければならない。 【新設】</p> <p>7～8 【省略】</p> <p>1-1-23～1-1-27 【 省 略 】</p> <p>1-1-28 施工管理</p> <p>1～3 【省略】</p> <p>4 【新設】</p>	<p>再生資源利用促進計画の掲示を 追記</p> <p>再生資源利用促進計画の掲示を 追記</p> <p>監督員への通報 について追記</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。		
1-1-29～1-1-47 【 省 略 】	1-1-29～1-1-47 【 省 略 】	
1-1-48 保険の付保及び事故の補償	1-1-48 保険の付保及び事故の補償	労災保険について追記
1 【省略】	1 【省略】	
2 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。	【新設】	
3 【省略】	2 【省略】	
4 【省略】	3 【省略】	
1-1-49～1-1-54 【 省 略 】	1-1-49～1-1-54 【 省 略 】	
第2章 材 料	第2章 材 料	
第1節 ～ 第4節 【 省 略 】	第1節 ～ 第4節 【 省 略 】	
第5節 鋼 材	第5節 鋼 材	
2-5-1 【 省 略 】	2-5-1 【 省 略 】	
2-5-2 鋼 材	2-5-2 鋼 材	
1～3 【省略】	1～3 【省略】	
4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品	4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品	
(1) JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)	(1) JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)	記号 SF
(2) JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材)	(2) JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材)	記号 S10C～S58C S09CK～S20CK
(3) JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品)	(3) JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品)	記号 SC
(4) JIS G 5102 (溶接構造用鋳鋼品)	(4) JIS G 5102 (溶接構造用鋳鋼品)	記号 SCW
(5) JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品)	(5) JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品)	記号 SCC, SCMn, SCSiMn, SCMnCr, SCMnM, SCCrM, SCMnCrM, SCNCrM
(6) JIS G 5121 (ステンレス鋼鋳鋼品)	(6) JIS G 5121 (ステンレス鋼鋳鋼品)	記号 SCS
(7) JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)	(7) JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)	記号 FC
(8) JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)	(8) JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)	記号 FCD
(9) JIS G 5525 (排水用鋳鉄管)	(9) JIS G 5525 (排水用鋳鉄管)	
(10) JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)	(10) JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)	記号 D1～4
(11) JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)	(11) JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)	記号 DF
(12) JPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管)	(12) JPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管)	記号 DA～DD
(13) JPA G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管)	(13) JPA G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管)	記号 D1～D5、DPF

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考																																								
<p>第2編 農業農村整備事業編</p> <p>第1章 施工共通事項</p> <p>第1節 ～ 第11節 【 省 略 】</p> <p>第12節 安全施設工</p> <p>1-12-1 【 省 略 】</p> <p>1-12-2 安全施設工</p> <p>1～8【省略】</p> <p>9 受注者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴縁、金具、網材の溶融亜鉛めっき仕様等が設計図書に示されていない場合、表 1-12-1 または同等以上の製品とする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-12-1 溶融亜鉛めっき等の仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>塗装仕様</th> <th>柱材、胴縁</th> <th>金 具</th> <th>網線材径 mm</th> <th>網目 mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶融亜鉛めっき</td> <td>HDZT56—56 μm</td> <td>HDZT49</td> <td>3.2</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>塩ビ被覆</td> <td>HDZT56—56 μm</td> <td>HDZT49</td> <td>3.2</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>めっき着色塗装</td> <td>HDZT56—56 μm</td> <td>HDZT49</td> <td>3.2</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table> <p>第13節 ～ 第21節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 ～ 第3章【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第4章 舗装工事・道路改良工事</p> <p>第1節 ～ 第13節 【 省 略 】</p> <p>第14節 付帯施設工</p> <p>4-14-1～4-14-2 【 省 略 】</p> <p>4-14-3 標識工</p> <p>1～2【省略】</p> <p>3 標識工</p>	塗装仕様	柱材、胴縁	金 具	網線材径 mm	網目 mm	溶融亜鉛めっき	HDZT56—56 μm	HDZT49	3.2	56	塩ビ被覆	HDZT56—56 μm	HDZT49	3.2	50	めっき着色塗装	HDZT56—56 μm	HDZT49	3.2	56	<p>第2編 農業農村整備事業編</p> <p>第1章 施工共通事項</p> <p>第1節 ～ 第11節 【 省 略 】</p> <p>第12節 安全施設工</p> <p>1-12-1 【 省 略 】</p> <p>1-12-2 安全施設工</p> <p>1～8【省略】</p> <p>9 受注者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴縁、金具、網材の溶融亜鉛めっき仕様等が設計図書に示されていない場合、表 1-12-1 または同等以上の製品とする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-12-1 溶融亜鉛めっき等の仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>塗装仕様</th> <th>柱材、胴縁</th> <th>金 具</th> <th>網線材径 mm</th> <th>網目 mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶融亜鉛めっき</td> <td>HDZ40—400g/m²</td> <td>HDZ35</td> <td>3.2</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>塩ビ被覆</td> <td>HDZ40—400g/m²</td> <td>HDZ35</td> <td>3.2</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>めっき着色塗装</td> <td>HDZ40—400g/m²</td> <td>HDZ35</td> <td>3.2</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table> <p>第13節 ～ 第21節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2章 ～ 第3章【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第4章 舗装工事・道路改良工事</p> <p>第1節 ～ 第13節 【 省 略 】</p> <p>第14節 付帯施設工</p> <p>4-14-1～4-14-2 【 省 略 】</p> <p>4-14-3 標識工</p> <p>1～2【省略】</p> <p>3 標識工</p>	塗装仕様	柱材、胴縁	金 具	網線材径 mm	網目 mm	溶融亜鉛めっき	HDZ40—400g/m ²	HDZ35	3.2	56	塩ビ被覆	HDZ40—400g/m ²	HDZ35	3.2	50	めっき着色塗装	HDZ40—400g/m ²	HDZ35	3.2	56	<p style="color: red;">柱材、胴縁、金具 の仕様の変更</p>
塗装仕様	柱材、胴縁	金 具	網線材径 mm	網目 mm																																						
溶融亜鉛めっき	HDZT56—56 μm	HDZT49	3.2	56																																						
塩ビ被覆	HDZT56—56 μm	HDZT49	3.2	50																																						
めっき着色塗装	HDZT56—56 μm	HDZT49	3.2	56																																						
塗装仕様	柱材、胴縁	金 具	網線材径 mm	網目 mm																																						
溶融亜鉛めっき	HDZ40—400g/m ²	HDZ35	3.2	56																																						
塩ビ被覆	HDZ40—400g/m ²	HDZ35	3.2	50																																						
めっき着色塗装	HDZ40—400g/m ²	HDZ35	3.2	56																																						

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>(1) 【省略】 ア～カ 【省略】 チ 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板等に溶融亜鉛めっきする場合、その膜厚をJIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）2種の（HDZT77）77μm（片面の膜厚）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZT63）63μm以上、厚さ3.2mm未満については2種（HDZT49）49μm（片面の膜厚）以上とするものとする。 ツ～ナ 【省略】 (2) ～ (3) 【省略】</p> <p style="text-align: center;">4-14-4～4-14-8 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第5章 ～ 第19章【 省 略 】</p>	<p>(1) 【省略】 ア～カ 【省略】 チ 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板等に溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）2種の（HDZ55）550g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450g/m²以上、厚さ3.2mm未満については2種（HDZ35）350g/m²（片面の付着量）以上とするものとする。 ツ～ナ 【省略】 (2) ～ (3) 【省略】</p> <p style="text-align: center;">4-14-4～4-14-8 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第5章 ～ 第19章【 省 略 】</p>	<p style="color: red;">塗装の表記等を変更</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">第3編 森林整備保全事業編</p> <p style="text-align: center;">第1部 森林土木工事共通</p> <p style="text-align: center;">第1章 ～ 第2章【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3章 一般施工</p> <p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 共通の工種 3-3-1～3-3-10 【 省 略 】</p> <p>3-3-11 ポストテンション桁製作工 1～5【省略】 6 主桁製作設備の施工 主桁製作設備の施工については、以下の規定によるものとする。 [削除] 主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。 7【省略】</p> <p>3-3-12～3-3-28 【 省 略 】</p> <p>第4節 基礎工 3-4-1～3-4-4 【 省 略 】</p> <p>3-4-5 場所打杭工 1～14【省略】 15 杭径確認 受注者は、全ての杭について、床掘り完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議しなければならない。 16～22【省略】</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">第3編 森林整備保全事業編</p> <p style="text-align: center;">第1部 森林土木工事共通</p> <p style="text-align: center;">第1章 ～ 第2章【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3章 一般施工</p> <p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 共通の工種 3-3-1～3-3-10 【 省 略 】</p> <p>3-3-11 ポストテンション桁製作工 1～5【省略】 6 主桁製作設備の施工 主桁製作設備の施工については、以下の規定によるものとする。 (1) 主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。 7【省略】</p> <p>3-3-12～3-3-28 【 省 略 】</p> <p>第4節 基礎工 3-4-1～3-4-4 【 省 略 】</p> <p>3-4-5 場所打杭工 1～14【省略】 15 杭径確認 受注者は、全ての杭について、床掘り完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議しなければならない。 16～22【省略】</p>	<p>[削除]</p> <p>[修正]</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
3-4-6～3-4-9 【省略】	3-4-6～3-4-9 【省略】	
第5節 【省略】	第5節 【省略】	
第6節 一般舗装工	第6節 一般舗装工	
3-6-1～3-6-2 【省略】	3-6-1～3-6-2 【省略】	
3-6-3 アスファルト舗装の材料	3-6-3 アスファルト舗装の材料	
1～15【省略】	1～15【省略】	
16 剥離防止対策	16 剥離防止対策	
[削除]	剥離防止対策	字句削除
(1)～(2) 【省略】	(1)～(2) 【省略】	
17～23【省略】	17～23【省略】	
3-6-4 【省略】	3-6-4 【省略】	
3-6-5 舗装準備工	3-6-5 舗装準備工	
1 一般事項	1 一般事項	
受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。	受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。	字句修正
2 異常時の処置	2 異常時の処置	
受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って基層面または上層路盤面の異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	字句修正 字句修正
3 【省略】	3 【省略】	
3-6-6～3-6-7 【省略】	3-6-6～3-6-7 【省略】	
3-6-8 コンクリート舗装工	3-6-8 コンクリート舗装工	
1～12【省略】	1～12【省略】	
13 転圧コンクリート舗装の規定	13 転圧コンクリート舗装の規定	
受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。	受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。	
(1)～(4) 【省略】	(1)～(4) 【省略】	
(5)設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は20mmとするものとする。ただし、これにより難いときは監督員の承諾を得て25mmとすることができる。	(5)設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は20mmとするものとする。ただし、これにより難いときは監督員の承諾を得て25mmとすることができる。	字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>3-6-9 【 省 略 】</p> <p>3-6-10 舗装打換え工 1 【省略】 2 舗設 受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。 (1)～(3) 【省略】</p> <p>3-6-11 【 省 略 】</p> <p>3-6-12 アスファルト舗装補修工 1 【省略】 2 施工前準備 受注者は、<u>わだち掘れ補修</u>の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。 3～8 【省略】 9 <u>パッチング</u>の施工の時期、箇所等 受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督員に報告しなければならない。 10～13 【省略】</p> <p>3-6-13～3-6-14 【 省 略 】</p> <p>第7節 ～ 第8節 【 省 略 】</p> <p>第9節 構造物工撤去工 3-9-1～3-9-4 【 省 略 】</p> <p>3-9-5 標識撤去工 1 供用中の施設への影響防止 受注者は、標識<u>撤去</u>に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。 2～3 【省略】</p> <p>3-9-6～3-9-13 【 省 略 】</p>	<p>3-6-9 【 省 略 】</p> <p>3-6-10 舗装打換え工 1 【省略】 2 舗設 受信者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。 (1)～(3) 【省略】</p> <p>3-6-11 【 省 略 】</p> <p>3-6-12 アスファルト舗装補修工 1 【省略】 2 施工前準備 受注者は、<u>わだちれ修</u>の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。 3～8 【省略】 9 <u>パッチング</u>の施工の時期、箇所等 受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督員に報告しなければならない。 10～13 【省略】</p> <p>3-6-13～3-6-14 【 省 略 】</p> <p>第7節 ～ 第8節 【 省 略 】</p> <p>第9節 構造物工撤去工 3-9-1～3-9-4 【 省 略 】</p> <p>3-9-5 標識撤去工 1 供用中の施設への影響防止 受注者は、標識<u>撤</u>に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。 2～3 【省略】</p> <p>3-9-6～3-9-13 【 省 略 】</p>	<p>誤字修正</p> <p>誤字修正</p> <p>誤字修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>3-9-14 骨材再生工 1~6【省略】 7 飛散、粉塵及び振動対策の協議 受注者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破碎や積込みにあたり、飛散、粉塵及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8~10【省略】</p> <p>3-9-15 【 省 略 】</p> <p>第10節 仮設工 3-10-1~3-10-13 【 省 略 】</p> <p>3-10-14 トンネル仮設備工 1~4【省略】 5 トンネル換気設備の設置 受注者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時の対応についても考慮した設備としなければならない。 6~15【省略】</p> <p>3-10-15~3-10-22 【 省 略 】</p> <p>第11節 ~ 第12節 【 省 略 】</p> <p>第13節 橋梁架設 3-13-1~3-13-2 【 省 略 】</p> <p>3-13-3 架設工（クレーン架設） 1【省略】 2 桁架設 桁架設については、以下の規定によるものとする。 (1)~(3)【省略】 (4) 大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。</p> <p>3-13-4~3-13-8 【 省 略 】</p>	<p>3-9-14 骨材再生工 1~6【省略】 7 飛散、粉塵及び振動対策の協議 受注者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破碎や積込みにあたり、飛散、<u>防塵</u>及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8~10【省略】</p> <p>3-9-15 【 省 略 】</p> <p>第10節 仮設工 3-10-1~3-10-13 【 省 略 】</p> <p>3-10-14 トンネル仮設備工 1~4【省略】 5 トンネル換気設備の設置 受注者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時に対応についても考慮した設備としなければならない。 6~15【省略】</p> <p>3-10-15~3-10-22 【 省 略 】</p> <p>第11節 ~ 第12節 【 省 略 】</p> <p>第13節 橋梁架設 3-13-1~3-13-2 【 省 略 】</p> <p>3-13-3 架設工（クレーン架設） 1【省略】 2 桁架設 桁架設については、以下の規定によるものとする。 (1)~(3)【省略】 (4) 大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に<u>に</u>補強しなければならない。</p> <p>3-13-4~3-13-8 【 省 略 】</p>	<p>誤字修正</p> <p>字句修正</p> <p>誤字修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第14節 ～ 第15節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2部 治山防潮工等</p> <p style="text-align: center;">第1章 ～ 第2章【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3章 突堤</p> <p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 突堤本体工 3-4-1～3-4-10 【 省 略 】</p> <p>3-4-11 ケーソン工 1～15【省略】 16 引き出し ケーソンが自力で浮上するまでは、曳船等で引き出さないものとする。 17～28【省略】 29 気象及び海象の調査 受注者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付<u>け</u>をしなければならない。 30～31【省略】</p> <p>3-4-12 【 省 略 】</p> <p>第5節 ～ 第6節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第4章 ～ 第5章【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3部 溪間・山腹工等</p> <p style="text-align: center;">第1章 共通施工</p>	<p>第14節 ～ 第15節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2部 治山防潮工等</p> <p style="text-align: center;">第1章 ～ 第2章【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3章 突堤</p> <p>第1節 ～ 第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 突堤本体工 3-4-1～3-4-10 【 省 略 】</p> <p>3-4-11 ケーソン工 1～15【省略】 16 引き出し ケーソンが自力で浮上するまでは、曳船等で引き出さないものとする。 17～28【省略】 29 気象及び海象の調査 受注者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付<u>を</u>しなければならない。 30～31【省略】</p> <p>3-4-12 【 省 略 】</p> <p>第5節 ～ 第6節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第4章 ～ 第5章【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3部 溪間・山腹工等</p> <p style="text-align: center;">第1章 共通施工</p>	<p></p> <p style="color: red;">誤字修正</p> <p style="color: red;">字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第7節 ～ 第8節 【 省 略 】</p> <p>第9節 暗きょ工 5-9-1 【 省 略 】</p> <p>5-9-2 礫暗きょ工 受注者は、礫暗きょ工の施工に当たっては、所定の床掘りをし、地ならし後、十分突き固め、防水シート等を敷き並べて下部になるべく大きい礫を入れ、順次小さい礫を入れてから埋戻さなければならない。</p> <p>5-9-3 鉄線籠暗きょ工 受注者は、鉄線籠暗きょ工の施工に当たっては、所定の床掘りをし、地ならし後、十分突き固め石詰しながら鉄線籠を据え付け、鉄線で相互の連結を十分に安定させ、目詰りを防ぐため礫等で被覆してから、埋め戻さなければならない。</p> <p>5-9-4～5-9-5 【 省 略 】</p> <p>第10節 ～ 第12節 【 省 略 】</p> <p>第13節 伏工 5-13-1～5-13-2 【 省 略 】</p> <p>5-13-3 むしろ伏工 1 受注者は、むしろ伏工の施工に当たっては、むしろのわらがのり面に水平になるように張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにしなければならない。 2 【省略】</p> <p>5-13-4～5-13-5 【 省 略 】</p> <p>第14節 ～ 第18節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第6章 地すべり防止工</p> <p>第1節 ～ 第5節 【 省 略 】</p>	<p>第7節 ～ 第8節 【 省 略 】</p> <p>第9節 暗きょ工 5-9-1 【 省 略 】</p> <p>5-9-2 礫暗きょ工 受注者は、礫暗きょ工の施工に当たっては、所定の床掘をし、地ならし後、十分突き固め、防水シート等を敷き並べて下部になるべく大きい礫を入れ、順次小さい礫を入れてから埋戻さなければならない。</p> <p>5-9-3 鉄線籠暗きょ工 受注者は、鉄線籠暗きょ工の施工に当たっては、所定の床掘をし、地ならし後、十分突き固め石詰しながら鉄線籠を据え付け、鉄線で相互の連結を十分に安定させ、目詰りを防ぐため礫等で被覆してから、埋め戻さなければならない。</p> <p>5-9-4～5-9-5 【 省 略 】</p> <p>第10節 ～ 第12節 【 省 略 】</p> <p>第13節 伏工 5-13-1～5-13-2 【 省 略 】</p> <p>5-13-3 むしろ伏工 1 受注者は、むしろ伏工せ工の施工に当たっては、むしろのわらがのり面に水平になるように張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにしなければならない。 2 【省略】</p> <p>5-13-4～5-13-5 【 省 略 】</p> <p>第14節 ～ 第18節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第6章 地すべり防止工</p> <p>第1節 ～ 第5節 【 省 略 】</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第6節 排土工及び押え盛土工 6-6-1～6-6-2 【 省 略 】 6-6-3 押え盛土工 1 受注者は、押え盛土工は、最初に法止め <u>に</u> 土留を施工し、次に盛土断面の法尻から盛土を開始するものとする。法止め土留を用いる場合には、基礎掘削等により、地すべりを誘発しないように留意しなければならない。 2～3 【省略】 第7節 ～ 第10節 【 省 略 】 <div style="text-align: center;">第7章 【 省 略 】</div> <div style="text-align: center;">第8章 森林整備</div> 第1節 【 省 略 】 第2節 植 栽 8-2-1～8-2-3 【 省 略 】 8-2-4 仮 植 1～3 【省略】 4 受注者は、乾燥しやすい場合、あるいはやむを得ず長日数仮植する場合は、むれないようむしろ等で日覆いをし、また適時灌水しなければならない。 8-2-5～8-2-8 【 省 略 】 第3節 【 省 略 】 第4節 歩道整備 8-4-1 【 省 略 】 8-4-2 歩道作設 1 受注者は、歩道作設に当たっては、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。	第6節 排土工及び押え盛土工 6-6-1～6-6-2 【 省 略 】 6-6-3 押え盛土工 1 受注者は、押え盛土工は、最初に法止め <u>土留</u> を施工し、次に盛土断面の法尻から盛土を開始するものとする。法止め土留を用いる場合には、基礎掘削等により、地すべりを誘発しないように留意しなければならない。 2～3 【省略】 第7節 ～ 第10節 【 省 略 】 <div style="text-align: center;">第7章 【 省 略 】</div> <div style="text-align: center;">第8章 森林整備</div> 第1節 【 省 略 】 第2節 植 栽 8-2-1～8-2-3 【 省 略 】 8-2-4 仮 植 1～3 【省略】 4 受注者は、乾燥しやすい場合、あるいはやむを得ず長日数仮植する場合は、むれないようむしろ等で日覆いをし、また適時灌水しなければならない。 8-2-5～8-2-8 【 省 略 】 第3節 【 省 略 】 第4節 歩道整備 8-4-1 【 省 略 】 8-4-2 歩道作設 1 受注者は、歩道作設に当たっては、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。	<div style="margin-bottom: 100px;">字句修正</div> <div style="margin-bottom: 100px;">字句修正</div> <div>誤字修正</div>

新旧対照表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改正後	現 行	備 考
<p>2～3【省略】</p> <p>8-4-3【省略】</p> <p>第9章【省略】</p> <p>第4部 林道</p> <p>第1章 共通施工</p> <p>第1節～第6節【省略】</p> <p>第7節 擁壁工</p> <p>1-7-1～1-7-11【省略】</p> <p>1-7-12 木製土留・擁壁工</p> <p>1～2【省略】</p> <p>3 受注者は、横木、控木等を所定の間隔に並べて、釘、鉄線等で締付け、土砂又は礫等を詰めて締固めるものとし、必要に応じて雑木、雑草、萱株等を植込み、土砂の流出を防止しなければならない。</p> <p>4【省略】</p> <p>1-7-13【省略】</p> <p>第8節～第11節【省略】</p> <p>第2章 舗装</p> <p>第1節～第6節【省略】</p> <p>第7節 防護施設工</p> <p>2-7-1 一般事項</p> <p>1【省略】</p> <p>2 障害物がある場合の処置</p> <p>受注者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、速やかに監</p>	<p>2～3【省略】</p> <p>8-4-3【省略】</p> <p>第9章【省略】</p> <p>第4部 林道</p> <p>第1章 共通施工</p> <p>第1節～第6節【省略】</p> <p>第7節 擁壁工</p> <p>1-7-1～1-7-11【省略】</p> <p>1-7-12 木製土留・擁壁工</p> <p>1～2【省略】</p> <p>3 受注者は、横木、控木等を所定の間隔に並べて、釘、鉄線等で締付け、土砂又は礫等を詰めて締固めるものとし、必要に応じて雑木、雑草、<u>カヤ</u>株等を植込み、土砂の流出を防止しなければならない。</p> <p>4【省略】</p> <p>1-7-13【省略】</p> <p>第8節～第11節【省略】</p> <p>第2章 舗装</p> <p>第1節～第6節【省略】</p> <p>第7節 防護施設工</p> <p>2-7-1 一般事項</p> <p>1【省略】</p> <p>2 障害物がある場合処置</p> <p>受注者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、速やかに監</p>	<p>誤字修正</p> <p>字句修正</p>

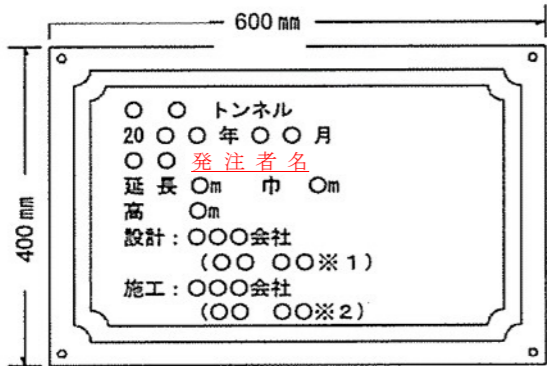
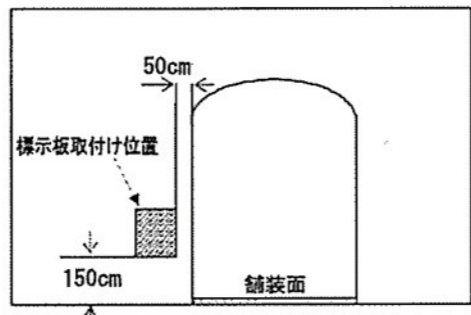
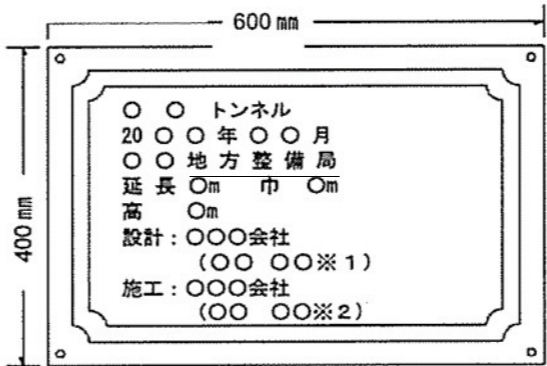
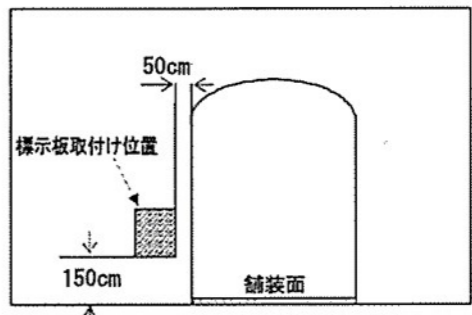
新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3【省略】</p> <p>2-7-2～2-7-6 【 省 略 】</p> <p>第8節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3章 ～ 第4章【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第5章 コンクリート橋上部</p> <p>第1節 ～ 第5節 【 省 略 】</p> <p>第6節 プレビーム桁橋工</p> <p>5-6-1 一般事項</p> <p>1～5【省略】</p> <p>6 定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 7【省略】</p> <p>5-6-2～5-6-9 【 省 略 】</p> <p>第7節 ～ 第14節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第6章【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第7章 トンネル（NATM）</p> <p>第1節 ～ 第7節 【 省 略 】</p>	<p>督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3【省略】</p> <p>2-7-2～2-7-6 【 省 略 】</p> <p>第8節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3章 ～ 第4章【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第5章 コンクリート橋上部</p> <p>第1節 ～ 第5節 【 省 略 】</p> <p>第6節 プレビーム桁橋工</p> <p>5-6-1 一般事項</p> <p>1～5【省略】</p> <p>6 定着具及び接続具使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 7【省略】</p> <p>5-6-2～5-6-9 【 省 略 】</p> <p>第7節 ～ 第14節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第6章【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第7章 トンネル（NATM）</p> <p>第1節 ～ 第7節 【 省 略 】</p>	<p>誤字修正 誤字修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第8節 坑門工 7-8-1～7-8-5 【 省 略 】</p> <p>7-8-6 銘板工 1～2 【省略】 3 標示板 受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(標示板)</p>  <p>板厚 8 mm、字厚 5 mm、計 13</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(取付け図)</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p> <p style="text-align: center;">図7-8-6 標示板の設置イメージ図</p>	<p>第8節 坑門工 7-8-1～7-8-5 【 省 略 】</p> <p>7-8-6 銘板工 1～2 【省略】 3 標示板 受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(標示板)</p>  <p>板厚 8 mm、字厚 5 mm、計 13</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(取付け図)</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p> <p style="text-align: center;">図7-8-6 標示板の設置イメージ図</p>	<p style="color: red;">字句修正</p>
<p>第9節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第8章 道路維持</p> <p>第1節 ～ 第11節 【 省 略 】</p> <p>第12節 橋梁床版工 8-12-1～8-12-2 【 省 略 】</p> <p>8-12-3 床版補強工 (鋼板接着工法) 1～2 【省略】 3 接着面の不陸調整 受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊</p>	<p>第9節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第8章 道路維持</p> <p>第1節 ～ 第11節 【 省 略 】</p> <p>第12節 橋梁床版工 8-12-1～8-12-2 【 省 略 】</p> <p>8-12-3 床版補強工 (鋼板接着工法) 1～2 【省略】 3 接着面の不陸調整 受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊</p>	<p style="color: red;">誤字修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。また、床版の接合面の剥離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。</p> <p>4～6【省略】</p> <p>7 注入材料の充填 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分行きわたるように施工しなければならない。</p> <p>8-12-4 床版補強工（増桁架設工法）</p> <p>1～6【省略】</p> <p>7 注入 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分行きわたるように施工しなければならない。</p> <p>8～11【省略】</p> <p>8-12-5～8-12-7 【省略】</p> <p>第13節 ～ 第18節 【省略】</p> <p style="text-align: center;">第9章【省略】</p> <p style="text-align: center;">第10章 道路修繕</p> <p>第1節 ～ 第8節 【省略】</p> <p>第9節 標識工</p> <p>10-9-1【省略】</p> <p>10-9-2 材 料</p> <p>1～5【省略】</p> <p>6 標示板の文字・記号等 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日付け総理府・建設省令第3号）」（標識令）及び「道路標識設置基準」（日本道路協会、令和元年10月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。</p> <p>4～6【省略】</p> <p>7 注入材料の充填 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。</p> <p>8-12-4 床版補強工（増桁架設工法）</p> <p>1～6【省略】</p> <p>7 注入 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。</p> <p>8～11【省略】</p> <p>8-12-5～8-12-7 【省略】</p> <p>第13節 ～ 第18節 【省略】</p> <p style="text-align: center;">第9章【省略】</p> <p style="text-align: center;">第10章 道路修繕</p> <p>第1節 ～ 第8節 【省略】</p> <p>第9節 標識工</p> <p>10-9-1【省略】</p> <p>10-9-2 材 料</p> <p>1～5【省略】</p> <p>6 標示板の文字・記号等 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（日本道路協会、令和元年10月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>誤字修正</p> <p>誤字修正</p> <p>追記</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>10-9-3 【 省 略 】</p> <p>第10節 ～ 第19節 【 省 略 】</p> <p>第20節 橋梁付属物工 10-20-1～10-20-8 【 省 略 】</p> <p>10-20-9 検査路工 検査路工の施工については、第4部 8-13-7 検査路工の規定による。</p> <p>10-20-10 【 省 略 】</p> <p>第21節 ～ 第23節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第5部 自然公園工</p> <p style="text-align: center;">第1章 共通施工</p> <p>第1節 ～ 第7節 【 省 略 】</p> <p>第8節 電気工事 1-8-1～1-8-2 【 省 略 】</p> <p>1-8-3 電気工事</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 材 料</p> <p>(1) 電気工事に使用する材料は、次の規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>1) 日本産業規格 (JIS) に適合したもの。</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS A 5361 (プレキャストプレストレストコンクリート製品一種類、製品の呼び方及び表示の通則)</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS C 3401 (制御用ケーブル)</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS C 3605 (600Vポリエチレンケーブル)</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS C 3606 (高圧架橋ポリエチレンケーブル)</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS C 3653 (電力用ケーブルの地下埋設の施工方法)</p>	<p>10-9-3 【 省 略 】</p> <p>第10節 ～ 第19節 【 省 略 】</p> <p>第20節 橋梁付属物工 10-20-1～10-20-8 【 省 略 】</p> <p>10-20-9 検査路工 検査路工の施工については、第4部 8-13-7 <u>(4-8-8)</u> 検査路工の規定による。</p> <p>10-20-10 【 省 略 】</p> <p>第21節 ～ 第23節 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第5部 自然公園工</p> <p style="text-align: center;">第1章 共通施工</p> <p>第1節 ～ 第7節 【 省 略 】</p> <p>第8節 電気工事 1-8-1～1-8-2 【 省 略 】</p> <p>1-8-3 電気工事</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 材 料</p> <p>(1) 電気工事に使用する材料は、次の規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>1) 日本産業規格 (JIS) に適合したもの。</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS A 5361 (プレキャストプレストレストコンクリート製品一種類、製品の呼び方及び表示の通則)</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS C 3401 (制御用ケーブル)</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS C 3605 (600Vポリエチレンケーブル)</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS C 3606 (高圧架橋ポリエチレンケーブル)</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS C 3653 (電力用ケーブルの地下埋設の施工方法)</p>	<p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>JIS C 4620 (キュービクル高圧受電設備) JIS C 8105-1～3 (照明器具－安全性要求事項～性能要求事項) JIS C 8305 (鋼製電線管) JIS C 8380 (ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管) JIS C 8430 (硬質ポリビニル電線管) JIS C 8411 (合成樹脂製可とう電線管)</p> <p>3 【省略】</p> <p>1－8－4～1－8－6 【省略】</p> <p>第9節 ～ 第10節 【省略】</p>	<p>JIS C 4620 (キュービクル高圧受電設備) JIS C 8105-1～3 (照明器具－安全性要求事項～性能要求事項) JIS C 8305 (鋼製電線管) JIS C 8380 (ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管) JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管) JIS C 8411 (合成樹脂製可とう電線管)</p> <p>3 【省略】</p> <p>1－8－4～1－8－6 【省略】</p> <p>第9節 ～ 第10節 【省略】</p>	<p>JIS 名称変更にもなう修正</p>